



## Female Soldiers and Japan's Air-Defense Regime During Total War: Intersections of Military and Civil Mobilization

Shizue OSA

The modern nation-state institutionalized sexual difference as the basis of social order, designating the gender responsible for bearing arms as the embodiment of citizenship. The Second World War, as a total war, eroded these gendered divisions and led to women soldiers across nations. These women soldiers, in turn, became agents who challenged the established order of the modern state.

Anticipating a decisive battle on the Japanese home front, the Military Service Act was amended in 1945 to make women liable for military service. However, scholarly research has rarely examined the question of the “woman soldier” in pre-1945 Japan. What kinds of roles, then, could be seen as evidence of soldierly status? The very act of excluding certain forms of mobilization from the category of the “woman soldier” reveals the politics involved in defining these roles. In the Imperial Army, women served as communication personnel with military-civilian status (*gunzoku*) and were called—both by themselves and others—“female soldiers.”

In the final stage of the Asia-Pacific War, Japan's air-defense system depended not on the military but on civil air-defense organizations. Women were therefore mobilized extensively, assigned to firefighting and monitoring the approach of enemy aircraft. However, as air raids grew more intense, the women who continued providing information on incoming aircraft were those involved in air-raid surveillance as part of the civil defense system. The relationship between military and civilian sectors intersected in complex ways. This article discusses the debates over the conscription of women and concentrates on Japan's air-defense regime—especially the activities related to air defense that occupied a gray area between combatant and non-combatant roles, between mobilization for production and mobilization for military service.

# 「女性兵士」という問い ― 国民義勇隊・女子通信隊・防空監視員の交差

長 志珠絵

## 要 旨

近代国家は、性差という区分を社会秩序の基盤として発明し、兵役を担う性を国民性の体现者として制度化した。しかし第二次世界大戦という総力戦は、そのような性差に基づく区分を侵食し、各国で女性兵士を登場させた。女性兵士は、近代国家の既存秩序をゆるがす存在とも見なされた。

日本では本土決戦を想定し、1945年に兵役法が改正され、女性も兵役の対象とされた。しかし、学術研究は戦前日本における「女性兵士」という問いをほとんど検討してこなかった。では、いかなる役割が「兵士」であることの証拠と見なされ得るのだろうか。「女性兵士」という範疇から特定の動員形態を排除する見方そのものが、兵士という役割の定義に内在する政治性をあらわすものだろう。

大日本帝国陸軍では、女性は軍属として通信業務に従事し、彼女たちは自他ともに「女の兵隊」と称されていた。アジア太平洋戦争末期の日本では、空襲防御体制は軍ではなく民間防空組織に依存していたため、女性は大規模に動員され、消火活動や敵機の飛来監視の任務を担った。しかし、空襲が激化するなかで、敵機の情報を提供し続けたのは、防空監視業務に従事する民間防空の女性たちであった。軍と民の関係は複雑に交差していたのである。

本稿は、女性の徴用をめぐる議論を取り上げるとともに、日本の防空体制、特に戦闘員と非戦闘員、生産への動員と軍務への動員のはざまに位置する防空関連業務に焦点を当てるものである。

## 1 女性兵士論という問いは可能か

図1 『主婦之友』表紙 1944年3月号



図2 『主婦之友』表紙 1944年12月号





## はじめに

図1と図2は、婦人雑誌『主婦之友』の1944年段階の表紙である。日中戦争勃発以前では、和装洋装を問わず、華やかな装いの既婚女性が表紙を飾っていた。しかしアジア太平洋戦争末期の婦人雑誌の表紙は、防空業務に勤しむ彼女たちの姿を描く。雑誌の読者は、民間人を動員する国家総動員法（1938）のもと、改正防空法（1941、1943）も加え、初期消化活動（図1）や防空監視哨（図2）業務に就くことを求められた。彼女たちの穏やかな表情は、その業務内容から遠い。

一様に視線を上にあげた先には何が見えているのか。1945年3月以降になれば、夜間の上空には、目標投下エリアに次々と焼夷弾を落とす米軍B29の爆撃編隊が飛来したかもしれない。図1の「必勝の防空生活号」は、読者女性に対し、空爆による火災の消火活動をもとめる。しかし実際には、人びとの生活空間を目標投下に次々と焼夷弾を落として引き起こされる火災とは、人力では消して消火不可能な「アプランス火災」<sup>1</sup>だった。図2の「防空監視哨」業務は、警戒警報・空襲警報発令のための航空機・爆撃機監視の最前線である<sup>2</sup>。主な業務は編隊飛行の発見や偵察機等の敵機の目視だが、時には艦載機による機銃掃射に遭遇する。表紙を飾る彼女たちに求められた、民間人を動員した役割としての防空業務は、彼女たちの生存をけして保証しない。

日中戦争勃発によって、1937年10月、植民地も含めての施行が急がれた防空法は、戦闘員か非戦闘員か、二分法を堅持したうえで、市井の民間人の動員を強いた。人や人のくらしではなく「国土」防衛のための法律であって、改正防空法（1941）は「逃げるな火を消せ」と人びとに迫った<sup>3</sup>。性差という観点からとらえた場合、そこで、動員・管理の対象となる「人びと」は、19世紀型の「国民」に止まらず、むしろ排除されてきた性や民族性をあぶり出す力学を持つ。日中戦争以前、満洲事変以降の段階ですでに、防空業務は二流国民としての女性、特に既婚女性の能動性が期待され、「家庭防空」は重要なキーワードであった。軍の積極的指導と関与のもと、地域の官制婦人団体は軍の啓蒙の対象となり、「銃後」役割としての「防空」業務とその言説が多く残されている。このため防空業務とその記事は婦人団体雑誌に頻繁に掲載され、1944年から1945年にいたってもなお表紙を飾ることで読者に向けての役割を伝えつづけたのである。

だが彼女たちに求められた役割はアジア太平洋戦争末期にいたっても「銃後」のものに過ぎず、彼女たちは「銃後の性」とどめおかれたのだろうか。しかし後述するように、防空に関わる業務は軍務と密接な関係を持つ。それは女性の徴用、兵士になることとどのように弁別する論理を持つのだろうか。

本稿は、女性兵士をなりたさせる様々な境界線をめぐって、主に「防空」という枠組みに着目し、兵役のない性とされた女性が担った総力戦末期の役割を紹介することで考えてみたい。

1 戦略爆撃、とくに技術開発とその展開も含め、工藤洋三『日本の都市を焼き尽くせ—都市焼夷弾空襲はどう計画され、どう実行されたか』2015、参照。  
2 防空監視哨の役務は内務省により「防空監視隊ノ服務ニ関スル件」（1937年7月9日）として発令された。  
3 水島朝穂・大前治『検証防空法—空襲下で禁じられた避難』法律文化社、2014

### ① 女性兵士論を歴史研究として問うこと

佐藤文香は、兵役をめぐる、平等か差異か？という二択の思考法に対し、新たな軍事動員、任務が女性に求められるなかで何が起こっていたのか、へと問いを転換してみせた<sup>4</sup>。21世紀の現在、常備軍を持つ多くの国ではもはや、軍隊秩序内に女性が正規の地位をしめる事態は一般化されつつある。EU内の要請によって、再度の徴兵令が議論されるドイツでも、すでに女性兵士は前提とみなされる。佐藤の問いかけは多面的な要素からのアプローチを必要とする「女性兵士」という難問に向けての極めてアクチュアルな「知」の提起だろう。

では歴史研究において、「女性兵士を問う」とはどのような作業を伴うものなのだろうか。ところで女性兵士の存在をめぐる、特に第二次世界大戦での登場は、事例発掘や記憶の位相の問題も含めて明らかにされてきた<sup>5</sup>。総力戦下での兵役の拡大は、軍事技術の発展とあいまって、もはや現代史理解として普遍的だろう。しかし戦前日本には「女性兵士」は存在しなかった—こうした理解は長らく前提とされ、今日なお、一般向けの通史記述には登場しない<sup>6</sup>。第二次世界大戦期での、連合国軍による女性兵士の登用や部隊の存在は同時代ではよく知られていたが、軍事史・政治史研究分野の知見は、総力戦下日本での女性兵士という存在を問いとして立ててはこなかった。

近代国家は、社会秩序の根底として性別二元論に基づく制度を発明した。性差を軸に、「国民」を階層化する秩序の構造化に軍事主義は密接に関わった。一方、戦前日本は老若男女による多就労社会であり、女性を「生産」から排除しては成り立たない。いわば言説の作用の強固さと近代化が重なりあったケーススタディでもあるだろう。近代国家形成期、性別二元論制度の厳格化と軍事主義導入との密接な関係は、指摘も多い<sup>7</sup>。天皇位に性別規定を明記した大日本帝国憲法（1889）が、兵役の男性ジェンダー化については明治の改正兵役令（1889）にゆだねた点は改めて注目にあたいる。だが、であるからこそ、総力戦下でのジェンダー秩序の溶解をめぐるのは、「兵役を負わない/負わせない」はずの性に何がもとめられ、さらには「何が起こっていたのか」について、段階をふまえた検討が必要である。総力戦下の、特に末期段階でのジェンダーの境界線の引き直しとその動態を読み解く作業とは、そもそも女性兵士とはどのような要件を必要とするのかをめぐる問いであり、さらには、軍務およびそのグレイゾーンの領域に関わる「兵役から排除された存在」としての女性を位置付けることにほかならない。

### ② 「女性兵士論」という問いの不在を問うこと

総力戦は、19世紀型の男性兵士の軍事動員を際限なく拡大させた。植民地出身者はもちろん、「健常者」男性であることが国民であることを担保してきた軍事主義と性別二元論の結びつきを揺り動かし、「国民」の枠組みと境界線をずらす。召集される男性兵士の拡大は軍の弱体化も懸念された。比較史の射程を持つ研究は、女性兵士を定めた法、改正兵役法としての日本の「義勇兵役法」

4 佐藤文香『女性兵士という難問 ― ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』慶應技術大学出版、2022

5 最新のアプローチとして本特集参照

6 一般向けの通史では、弓削尚子『入門 男らしさの歴史』（ちくまプリマー新書、2025、pp106-107）が初めて取り上げたのではないだろうか。

7 早い指摘としてたとえば細谷実「徴兵制導入と男性性」加藤千香子・細谷実編『暴力と戦争』明石書店、2009



(1945.6.23 公布、即日施行)に言及する。同法は、兵役対象として、男子の年齢を下限上限ともに引き伸ばすにとどまらず、17歳以上40歳の女性を対象とした。同法による「国民義勇隊」、「国民義勇戦闘隊」の編成は女性を軍務動員の対象としたが、日本の軍事史研究はこれら実態を伴わず、その組織化は間に合わなかったとする<sup>8</sup>。

軍事史の吉田裕は、第二次世界大戦を、多数の女性が兵士として従軍した最初の戦争として比較的早い段階から紹介し、その際、戦前日本のローカリティとして、陸軍軍部上層には女性の徴兵についての激しい拒否反応が存したとする見方に着目した<sup>9</sup>。さらに後年の新書では、米国・英国の女性部隊の存在やソ連の「戦闘部隊に配置した」例と対比し、「日本では、一部に女性兵士採用の主張があったものの、結局は実現せず、少数の女性通信隊が編成されただけ」であり、総力戦が必要とする戦時動員の新たな対象として、日本の軍部上層は、植民地兵や女性への「軍事動員に対する消極的姿勢」<sup>10</sup>が顕著だったとする。軍事史による「国民戦闘隊」「国民義勇戦闘隊」研究は、兵役法改正の延長に女性が新たに動員対象とされた点に関心を寄せてこなかった。一方、日本の「義勇兵役法」を紹介し、ジェンダー射程不在と強調した佐々木陽子も、同法を大きな政策転回とする一方、「制服すらない」点を根拠に、動員する側にとっても「兵役」としての自覚を伴わず、「制度として顕在しなかった例」とする<sup>11</sup>。

このように「国民戦闘隊」「国民義勇戦闘隊」は制服もなく実態もない、他方で軍属身分とされた「女子通信隊」は軍属に過ぎず、「兵士」ではないとされる。しかしこれは解釈の側による、英国や米国の典型的な女性兵士モデルとの異動を論点とする議論でもある。総力戦下での女性の軍務動員、兵事動員との関わりやそれらの検討を遠ざけてきたのではないだろうか。

同時にこうした理解は「誰から」「どこから」見るのか、その方法論と不可分だろう。女性の兵事動員が想定される段階で、人びとの側に「何が起こっていたのか」という観点からは異なる像が描けるからである。

一方、1990年代から2000年代にかけて、女性の戦争動員をめぐる女性史研究の議論の方向性は、女性の「銃後」役割や、「銃後」としての戦争動員の評価を焦点とした。ジェンダー射程の研究も総力戦の女性動員は、「銃後」としての女性役割や戦争協力を論点とする研究状況にあった。だが「銃後」の対比は「前線」だろうか。空爆が辛酸を極める第二次世界大戦下の段階で、そうした見方は有効ではない。むしろ「銃後」を強調する言説と区別した枠組みが必要だろう。女性の戦争協力や

8 すでに1990年には「国民義勇隊」および「国民義勇戦闘隊」の資料集が刊行され、北博昭による解説では懲役刑も明記されている(北博昭編『国民義勇隊関係資料(十五年戦争極秘資料集 第23集)』不二出版、1990)。国民義勇隊の地域での動員実態についての論考は具体像を提起し(小出裕・倉橋正直「愛知における国民義勇隊」『歴史評論』556、1996.8、松村寛之「国民義勇隊小論」『歴史学研究』721、1999.3)、さらに本土決戦を前にした戦闘配置の意味づけを地域の側から明らかにする意味でも極めて興味深い論証がなされている(西村芳将「本土決戦と「チ号演習」、勤労働員、国民義勇隊」『鳥取地域史研究』19、2017)が、防空関連施設に焦点をあてた地域研究は、当事者女性の記憶を掘り起こし、自分史としての証言や貴重な写真の提供を得ている(五十嵐雄介・三浦大成「男鹿半島南磯(門前)防空監視哨の記憶と記録」『秋田考古学』66、2022.12)。

9 吉田裕「日本陸軍と女性兵士」早川紀代編『軍国の女たち』吉川弘文館、2005。

10 『日本軍兵士』岩波新書、2017、77頁。3章に項目「未亡人の処遇と女性兵」がある。吉田は、兵員動員の新たな対象としての、植民地兵や女性への「軍事動員に対する消極的姿勢」に比しての「少年兵の重視」をあげる。

11 『総力戦と女性兵士』青弓社、2002年。佐々木はさらに『戦時下女学生の軍事教練』青弓社、2022年では、高等女学校生というエリート女性が軍事教練というカリキュラムを通じ、女子学生の身体が軍事化される様を論じた。

戦時動員をめぐる能動性という論点は、「銃後」という空間性に封じ込めることで、女性の、職務の延長での空爆死や戦場への軍事動員には結びつきにくい<sup>12</sup>。戦時動員体制での「チア・リーダー像」というかつての分析視座は、「銃後」役割を求めた同時代の性別役割言説をなぞる一方、境界を溶解させていったアジア太平洋戦争末期の分析概念としては再考すべきだろう。

アジア太平洋戦争末期を射程にいれた総力戦研究は、性別役割による空間分離を自明のものとしていない。以下ではまず、「女性兵士」という規範像から隔てられてきた、「国民義勇隊」「国民義勇戦闘隊」をめぐる研究動向を参照形として行論を進めたい。

## 2 「国民義勇隊」「国民義勇戦闘隊」をめぐる言説

### ① 労働力動員との拡大と「国民義勇隊」「国民義勇戦闘隊」

「国民義勇隊」「国民義勇戦闘隊」に実態が伴わなかったとする理解は地域史研究、特にアジア太平洋戦争末期の実態研究が進むことで再考が必要な段階にある。以下では法文化にいたる、関連する閣議決定とその文言を確認しておこう。

「義勇兵役法」（1945.6.23 公布、即日施行）にもとづく「国民義勇隊」「国民義勇戦闘隊」をめぐる内閣からの指示は前史を持つ。6つの関連する閣議決定（3/23、4/2、4/13、4/27、4/27、5/8）が出されていたことに注目してみよう。

まず初発の3月23日発出「国民義勇隊組織ニ関スル件」<sup>13</sup>では、女性は「志願」とされ、「家庭生活ノ根軸タル女子ニ付テハ組織及運用ニ付特別ノ考慮」等の付度が含まれる。1937年7月、日中全面戦争以降の日本の戦時動員の特徴として吉田裕は、日本経済の後進性に規定され、生産に必要な労働力動員と兵力の動員との間に「深刻な競合関係」が生じたとする。この点で、3月段階では、「農山漁村ニ在リテハ食糧増産等ニ関スル農林水産業者ノ活動ヲ徹底セシムルヲ旨トシ国民義勇隊ノ組織運用等ニ当リテハ之ト齟齬セザル様特ニ配意」とあるように、増産に向けた動員の優先順位が明らかだ。ほか、「食糧増産等ニ対スル出動ハ現行制度ニ依ル」といった文言からも、後の、若年女性への工場動員を定めた「女子勤労働員促進に関する件」（閣議決定、1943.7）や農村も含めた勤労働員を法的に定めた「女子勤労挺身令」（1944.8）など、いわば労働動員との接続を想定していたとみてよいだろう。

これら国家総動員法を根拠とした戦時動員の担当省は、内務省や厚生省、また府県行政による民事の労務関係が担ったが、1944年6月でのサイパン陥落以降、軍部が本土決戦を想定した段階に至ったことは多くの指摘がある。特に1945年1月以降、従来の軍司令部が廃され、「作戦軍たる方面軍司令部と軍事行政を主任務とする軍管区司令部」<sup>14</sup>の設置によって、本土での軍事編成が進め

12 上野千鶴子はかつて、連合国や社会主義圏での「祖国防衛戦争」への女性動員、女性兵士の登用・動員とは異なる戦時国家類型として大日本帝国を位置付け、若桑みどりは女性役割を「チアリーダー」ととらえていた。ここでは「銃後」という空間認識を伴う性別分離型の捉え方の、アジア太平洋戦争末期での反転を問いとしたい。

13 「国民義勇隊組織ニ関スル件」昭和20年3月23日 閣議決定、東京大空襲・戦災誌 編集委員会編『東京大空襲・戦災誌』第3巻、東京空襲を記録する会、1973 pp.511-513

14 (2章2本土及び北東兵備－イ 軍管区ト方面軍ノ設置)、北部軍管区 東北軍管区 東部軍管区 東海軍管区 中国軍管区 四国軍管区 西部軍管区 朝鮮軍管区 台湾軍管区



られた。外地への軍事動員に向け、40歳以下男性の根こそぎ応召が進んだ段階では、特に女子をめぐるのは、民間の動員と抵触、交差しはじめたと考えるべきだろう。本土決戦構想の下、「義勇兵役法」による女性動員の実証－実態の解明は、非戦闘員の戦闘員化、戦闘配置という文脈に組み込むべきであり、すくなくとも「銃後」役割として封じ込めるべきではない。

関係する閣議決定の文言を見てみよう。沖繩戦開始後の4月、13日の閣議決定「状勢急迫セル場合ニ応ズル国民戦闘組織ニ関スル件」では、「状勢急迫セバ戦争トナル可キ地域ノ国民義勇隊ハ軍ノ指揮下ニ入り夫々郷土ヲ核心トシ防衛戦闘等ニ任ズル戦闘隊（仮称）ニ転移スル」<sup>15</sup>とある。「国民義勇戦闘隊」編成は6月以降だが、組織命令系統としての決定的な変化は、内務省－警察関係及び府県行政ではなく、隊が軍の指揮を仰ぐ点にある。4月27日の閣議決定「国民義勇隊ノ組織運営指導ニ関スル件」<sup>16</sup>では「生産防衛ノ一体的強化」が強調される。人びとの動員目的から「生産」が手放されたわけではないが、構造としての「競合」はその運用にあたり、非戦闘員とされてきた民間人に、労務と軍務の区分を設けず能動的な動員を強いるだろう。これら閣議決定の文言は、実態を反映するものとは言い難いものの、「国民義勇隊組織」とは何か、戦局の変化とともに、乱発された閣議決定の文言は短い間でさえ、大きく変容していたことが明らかだ。

## ② 国民義勇隊と国民義勇戦闘隊のあいだ

一方、地域史料に即した研究の進捗からは、村レベルでの動員と府県での組織化等、「国民義勇隊」「国民義勇戦闘隊」の動きに「実態がない」とはいいづらい。「女性の動員」への解明を論点とするわけではないが、例えば京都府下では本土決戦のための準備として、村の「国民義勇戦闘隊」の動員名簿に女性が紐付けされていたことが明らかにされている<sup>17</sup>。

特に義勇兵役法による「国民義勇戦闘隊」で女性は、明確な「兵役」対象であった。新たな法提案であり、帝国議会で議論が残る。陸軍参謀兼務で政府の提案委員、那須義雄の提案説明では、「一億ヲシテ眞ニ皆兵ニ徹」する存在であり、「天皇御親率ノ軍隊ニ編入シ、帝國軍人タルノ榮譽ト責務ノ下、或ハ直接皇土防衛ノ爲メ武器ヲ執リ、或ハ作戦軍ノ後方業務、其ノ他總動員業務等ニ挺身セシメマスル」<sup>18</sup>とある。また科された任務から逃れた場合、懲役刑が課せられた。主務大臣は軍法会議にかけるとも発言している。

では女性を兵士とすることへの懸念はなかったのか？しかし法文が示す、女性を兵役に組み込むことで、社会の混乱を招くのでないかといった危惧や指摘は見出せない。むしろ女性の対象年齢について那須少将は、「殊ニ女子等ニ於キマシテハ、此ノ點ハ更ニ年齢ヲ延長シタラドウカト云フヤウナ意見モ積極的ニ大分承ツテ居ル」と、女性の年齢上限のさらなる引き上げを示唆している。実際、年齢の上限については同様の意見が目立つ。国家の意思決定を担うホモソーシャルな集団のミソジニーは、状況にひきづられた軍務動員に「女性」をくりこむことに躊躇がない。彼女は兵士に

15 「状勢急迫セル場合ニ応ズル国民戦闘組織ニ関スル件」（北博昭編『国民義勇隊関係資料（十五年戦争極秘資料集第23集）』不二出版、1990、5頁）

16 同上、8頁

17 中山知華子「国民義勇隊と国民戦闘隊」『立命館平和研究』1、2000

18 第87回帝国議会 衆議院 義勇兵役法案外一件委員会 第1号 昭和20年6月9日、下線とゴシック等は引用者

なるのか？が問われるのではなく、壮年女性の動員年齢の引き上げ、つまり動員対象を増やすことが優先事項だった、と見てよいだろう。

「国民義勇戦闘隊」について帝国議会の表だつての議論は、「是ハ結局現役召集ト同様ノ性格ヲ持ツテ居ルモノト想像シテ居ル」（衆議院議員・山田順策）と軍務として認識される一方、「戦闘隊ヲシテ生産ニ従事サセル」（那須）と軍務と労務の並置をいう。沖縄戦の地上戦では何が起っていたのか、何が起こるのかという点での議論もない。エリート官僚と翼賛議員の想像力の貧困の露呈であるとともに、全体のイメージはいわば、空爆にさらされる段階ではあっても、「銃後」の労働徴用の延長に位置付けられていた、と見てよいのではないだろうか。

一方、新聞紙面では、「男子より多い女子義勇隊－帝都職域隊結成の中間報告」（読 1945.6.23）として、村の組織化とは異なる「帝都の国民義勇隊」としての女性の動員の多さが強調される。同法の実施は都市部では、職域－労働力徴用とみなされていた。同様の論調は内務省『写真週報』の紹介記事でも確認できる。国民義勇隊の解説は以下である。

「国民義勇隊は…平時に於いては…持ち場の仕事に全力を打ち込んで働き、二、要請されれば戦争遂行に必要な仕事に挺身総出動し、三、最後の場合、国民義勇隊は戦闘義勇隊となり、軍の指揮をうけ、郷土を死守して戦ふ組織」であり、生産に従事しながら防衛に当り、生産と防衛とを一体化し、しかもその力を最大限に所用するための実践運動である」（『写真週報』373号、1945.6）

戦時下の「平時」はいずれは戦時となるが、ひとまずは「軍の指揮をうけ、郷土を死守して戦ふ組織」としての「国民義勇戦闘隊」と区別される。では女性が軍務を課されることと女性を兵士たらしめる規定との関係はどのように説明されているのか。しかし国民義勇隊の任務を説明した「生産と防衛とを一体化」する実践とは、目の前の「生産」と防衛－兵役を組み合わせる。「最後の場合」を未来に委ねての「国民義勇隊」という存在は、軍務動員の可能性というリアリティを消去する言説としても作用したのではないだろうか。

### ③ 組織化される「国民義勇隊」/「国民義勇戦闘隊」

「国民義勇隊」の実態という点で、史料発掘を伴う研究が進んだのは、学徒隊との関係だろう。教育史の斎藤利彦は、学徒隊の組織の根拠として、岐阜県で同法が機能した事例をつきとめた<sup>19</sup>。同時に、同法とその関係文書は、敗戦直後の軍関係公文書類への組織的な消却・隠滅の対象となっていたとみる。名簿作成も含め、これらの組織化は村を末端とする府県行政によるが、運用においては軍管区の命令を仰ぐ、いわば軍関係の組織として扱われていた。関係文書は論理的にも敗戦直後段階で組織的に廃棄された可能性が高い。

さらに島嶼研究の進捗は、実態という点で同法の持つ暴力性を明らかにした。沖縄戦にとどまらず、小笠原諸島をはじめ、太平洋域では「島嶼戦」による住民政策として「疎開」がとられた。まさに、空間移動の強制管理であるが、石原俊は、これらは義勇兵役法による地上戦への動員準備とみる<sup>20</sup>。

19 斎藤利彦『国民義勇戦闘隊と学徒隊』朝日選書、2021

20 石原俊「総力戦の到達点としての島嶼疎開・軍務動員」『総力戦・帝国崩壊・占領（シリーズ戦争と社会3）』藤原書店、2022



加えて「島嶼」の戦時経験は、ポツダム宣言受諾日の8月14日をもっては同法の停止を意味しない。樺太戦（1945年8月以降での対ソ連戦）では「国民義勇戦闘隊」によって動員された当事者の記憶を介した事例発掘が進む<sup>21</sup>。高等女学校生も戦場に動員され、兵器を装備した。

島嶼は本土決戦を想定しての「捨て石」であり、「防波堤」を担わされた。そこでの戦時動員に示されるように、法整備された「国民義勇戦闘隊」「国民義勇戦闘隊」の「組織化」の有無や「実態」とは、総力戦下で周辺化された「戦場」で誰が動員され、戦闘員ではなかった人びとに何が起こっていたのか、に関わる事例にほかならない。

しかしこうした「地域」史事例の蓄積は、戦争経験の足し算にとどまるものではないだろう。総力戦下の近代国民国家にとって、誰を「国民」の枠内に再編成しようとするのかは、マニピュレーションの典型例であり、性差も含め、総力戦はその境界を構造的に溶解させた。アジア太平洋戦争末期の島嶼研究、人びとの経験に即した戦争経験に関わる像は、性差という観点からは、「銃後」という虚構を明示し、島嶼の前線化という点では、歴史認識が欠落させてきた他者としての「空間」を可視化する。いずれにせよ、総力戦下の膨張する暴力は、軍の中央上層部が描いた構図や管理から逸脱し、それとは異なる動員のあり方として戦時経験の集積をもたらす。戦争主導部がミソジニーを通底させてどのような構想を持ち、あるいはそうした政策が、戦時動員の総体として少数にとどまったにせよ、「全体」を俯瞰的にとらえた評価のあり方と、当事者・経験者たちがどのような能動性を喚起させられ、あるいは経験を強いられたのか、それは次元が異なるのである。

加えて「生産と防衛の一体化」というスローガンは、民事と軍事の境界をあいまいにさせる。では、そもそも女性によって担われる軍務とは何か。逆に、どのような軍務を担うことが「女性を兵士にする」ことなのだろうか。府県行政による民間人の動員と軍部による民間人の動員が交差する事例は、特に女性の動員・徴用をめぐる展開するのではないだろうか。

以下では、まずは、女性の軍属として知られる「陸軍女子通信隊」に注目してみよう。

### 3 グレーゾーンとしての「空」の任務

#### ① 陸軍女子通信隊とは何か

「少数の女性通信隊が編成」<sup>22</sup>と評された女子通信隊は今日、TV番組等による証言をはじめメディアも関心を抱き、西田秀子のインタビュー調査も含め、新たな注目があつまる<sup>23</sup>。

陸軍女子通信隊は、男性兵員の不足を理由に、本土決戦をみすえて編成された。小中隊400人規模で配置され、軍管区での通信・防空情報の業務を担当し、空襲警報等の発令につなげる。まとまった記述を備えた『旧北部軍管区司令部防空作戦室記録保存調査報告書』によれば、編成の嚆矢は東部軍司令部、名古屋師団司令部により、1943年4月に全国から募集したことに始まったとあるが、

21 NHK スペシャル取材班『樺太地上戦 一終戦後7日間の悲劇』角川出版、2019

22 吉田前掲書、2017

23 BuzzFeedNews、旗智広太「戦時中、少女たちが憧れた「女性だけの陸軍部隊」。元隊員が見た「戦争」とは」、2019.8.15 Web公開、NHK 広島放送局ディレクター神津善之「女性と戦争 知られざる陸軍・女子通信隊」2022.8.26 Web公開。西田も登場する。

北部軍の動きは先行する<sup>24</sup>。身分は軍属とし、名古屋では、17歳から25歳までの独身女性、試験科目は筆記と身体検査とあり、その多くは高等女学校卒業者が採用された。陸軍軍属としての通牒の発令は、西田秀子によれば、1944年4月24日付、副官から関係陸軍部隊へ（陸亜普第590号）「女子勤労挺身隊ノ取扱ニ関スル件」がそれで、現地陸軍部隊での雇用を優先したものである<sup>25</sup>。先の報告書では、札幌を中心とした第五方面軍でも同様の動きがあり、ここでは最初から、札幌市内の高等女学校卒業者から人数を割り当て、職業訓練所を通じ、各学校からの斡旋によって充当したという<sup>26</sup>。女子通信隊は以後、「北部・東部・東海・中部・中国・西部各軍管区に配置」され、「約2,000人が終戦まで、防空作戦の基本情報を収集する重要な通信業務を担」<sup>27</sup>った。朝鮮軍管区でも設置され、「日本人」女性の通信員が担った。

植民地朝鮮での様子は以下のように回顧される。

「情報、通信の勤務は従来、兵員をもって当ててあったが、防空情報隊の拡充に伴い、これら業務を日本女子をもって交代せしむるを有利と認め、昭和十九年三月、まず朝鮮軍司令部内防空庁舎勤務要員として、京城市内の女子専門、高等女学校等在学中の女子学生百名を採用し、好結果を得たるをもって、その後これを二五〇名（四ヶ小隊…一ヶ小隊宛一日三交替制）に増強し、昭和二十年四月軍令陸甲第二十四号による航空情報隊の改編にあたって、編成上、女子通信隊として認められた」<sup>28</sup>

朝鮮半島でも防空監視は民監視哨を主体としていたが、アジア太平洋戦争末期には本土も同様の動きが見える。このように、「女子通信隊」は、高等女学校卒業者に加え女子専門学校卒業者も加えた教育資格を持つ女性エリートを対象とした、学力も含めた選抜を必要とした。女性の職業労働でもあり、給与も高い。「良家の子女」に向けて、当初は好待遇も検討され、備わってもいた<sup>29</sup>。イギリスの女子部隊をモデルに、カーキ色でダブルボタンの制服も着用した姿は憧れを伴ったという。

北部管区では数週間から2ヶ月にわたって、隊列行進・敬礼の仕方、電話の掛け方等の訓練を経て、1944年6月から、5班編成、24時間3交代勤務の任務についた。「軍読法」テキストの講義も含めた兵員養成の訓練も行われた。夜勤は午前2時の交替、宿舎は「内務班」と軍隊式に称され、就寝・起床はラッパにより、防空作戦室への出勤、退勤は隊列を組んで集団行動をとった。勤務の様子についての解説は以下である。

「近代設備を備えた地下作戦室では、彼女たちが電話で受信した北海道各地・樺太・千島から送信される各地の防空監視隊本部からの「敵機情報」「潜水艦情報」の動向が逐次、情報表示燈

24 同時代で同様の語りもあるため、情報統制の要素もあるのではないかと。陸軍・女子通信隊の新聞の募集広告（東京日日新聞1942年10月27日）もあり、職業紹介書や新聞広告による「軍属」としての募集や他の証言等から募集から合格、訓練にいたる動きは1942年12月以降、各地で進んでいたようだ。

25 西田秀子「陸軍女子防空通信隊を追って」（『歴史地理教育』976、2024.11）

26 『旧北部軍管区司令部防空作戦室記録保存調査報告書』札幌市、2008年12月

27 同上『報告書』、36頁

28 「七四四〇会」『戦友達十年のあゆみ』212頁

29 原剛「本土防空通信に任じた女子通信隊員」（『軍事史学』41-4、2006.3）



という最新機器に表示され、壁一面に貼られた防空管内の大地図には敵機・味方の飛行機動向が赤ランプで次々と点灯される。班長を通じて参謀に伝えられた情報は、「空襲」「警戒警報」として発令され、同時にそれらを基にして、作戦参謀が作戦を組み立て、軍司令官が飛行師団や対空作戦の指揮をとっていたのである。」<sup>30</sup>

訓練期間も長く、軍司令部とともに行動する日常は厳しく、空襲警報が続く1945年3月以降では昼夜を問わない過酷な業務となっていたことが多くの証言で述べられている。

福岡で、広島より以西、四国全部九州全体を管区とした西部軍管区司令部に属し、1944年5月、女子通信隊1期生200余名の一人だった女性が残した回顧によると、訓練は1ヶ月、第二十四聯隊に隣接した防空庁舎は1mのコンクリート壁と二重の鉄製扉により「1tの直撃弾にもびくともしない」なか、各地の至る所にある「民間の監視哨」からの情報が「本部」に送られ、ついで西部軍に、それを情報室で受け、「操作板のキイを押すと作戦室中央にある九州地図に敵だと赤、味方だと青がつき、電光版に場所、時刻、単機または編隊、進攻方向が映し出される」「戦局不利になると日毎に空襲があり、作戦室には高級参謀がキラ星の如く並び、連絡将校が走り回り、情報室は嵐の如く警報を出したり、情報を受けたり、皆の声がわあーんとこだまして戦場でした」「20年5月からNHKラジオが直接情報室に入り、ここから西武軍防空情報を流すようになりました」<sup>31</sup>と業務につく空間の生々しい状況を回想している。

中部軍司令部補第三十三部隊女子通信隊員となった女性は、「学業も思うにまかせぬ時代」「電車のつり広告で、兵隊に替る女子通信手を求むを見て」応募した。試験は筆記・面接・身体検査に加え、憲兵隊の家庭調査があった。1943年2月に合格ののちは大阪城内の第四師団司令部で軍事教練及び電話通信の仕組みの教育を受け、指揮連絡室に配属された。彼女の応募動機は職を得ることのようだが、同時に「グリーンがかったカーキ色のダブルのジャケット、キュロットスカート、編上靴という制服は、少なからず女心をときめかせてくれた」<sup>32</sup>という。

では彼女たちの存在はどのように記憶されただろうか。回想録のなかで彼女たちは「師団本部にいくと…女の兵隊がいた」「あそこには女の兵隊がいると教えられた」と、珍しい風景としてもしばしば登場する。配属され、上司となった将校も「若い綺麗な女性が大勢いたので、びっくりするやらかわくわくするやら」<sup>33</sup>、1944年3月頃に傷病兵の護送にいくと「きれいな敬礼をして居る女性兵士が居るのに驚いた。「日本に居ったっけ？」等思って不思議にして居った」、続いて東部軍航空情報部隊に転属になり、作戦室へいくと「驚いた事に女性兵士がいっぱい居るではないか。女子通信の方とは知らなかったが」<sup>34</sup>と続く。彼女たちの存在を見聞きした男性たちは一般兵卒ではなく、将校クラスであった。

加えてこのような引用から注目したい点は、一方で彼女たちは同僚身分としても語られている

30 前掲『報告書』36頁

31 川副華子「西部防空情報隊女子通信隊の一員として」（『わたしの戦争体験記 一戦後50周年に寄せて—』福岡県、1996、210頁。なおこの回想は「従軍体験」の章に入っている。

32 竹内佳世子「わが青春のころ」（日野市総務部庶務課『私の戦争体験記』1985、81頁）

33 角和秀雄「私の記憶より」（八丈三原会委員会編『若き日の防人たち』1981、169頁）

34 佐々木相一「めぐり逢い」（同上『若き日の防人たち』74頁）

ことだ。将校たちの回想のなかで部下としての彼女たちは「この時、私は東部軍参謀で、人的動員力を補う意味から女子の兵隊、すなわち女子通信隊が編成され、配属される時期にぶつかった」<sup>35</sup>のであり、「女の兵隊」として訓練された身体を持ち、「日本に居たっけ？」とみなされる、いわば第二次世界大戦下での新たな「兵士」の姿として認識され、記憶されていた。

## ② メディアが見せる「女子通信隊」

このような実態を持つ通信隊は、それでも「軍属身分」にすぎないことから、兵士とはみなされなかったのだろうか。

ジェンダー射程の研究は、軍事飛行場で輸送機誘導の業務を担う女性通信士を主人公とした映画『北の三人』（1945.8）に注目し、女性兵士の先駆けと位置付けている<sup>36</sup>。アジア太平洋戦争末期に許された、いわばプロパガンダ性を強く帯びる映像が、第二次世界大戦での最先端技術としての「空」への軍務に焦点を当てて可視化していたことは重要だろう。子ども向けのアニメでは通信士ではなく、前線の担い手としての期待が描かれる。例えば日本の著名な長編アニメ『桃太郎 海の神兵』（1945年3月公開）をジェンダー射程によって読み直す試みは、休暇中の海軍落下傘部隊の兵士（近所のお兄さん）に「あたかもパイロットになれる？」との女兒が聞き、兵士がすかさず「もちろんだとも」と答えるシーンの登場を指摘する<sup>37</sup>。子どもを主人公としたアニメーションという様式は、次世代に向けた未来の語りを示す。戦前、女性は性差の壁によって、一級飛行士の資格を取得することはできなかった。しかしアジア太平洋戦争末期の国策プロパガンダ映画は、軍務につくパイロットへの夢を、同時に「軍属」身分としての姿を女兒に示してみせたことになる。

一般的なメディアでも彼女たちは、「国土防衛の女尖兵」（『アサヒグラフ』40-16、1943.4.21）のほか、雑誌の見出しとして「帝都防空の花形女防人」、「織手よく国を護る」と評された<sup>38</sup>。内務省のプロパガンダ雑誌『写真週報』等で頭角をあらわし、軍動員の報道写真を多く残した林忠彦にも〈整列する防空女子通信隊〉〈防空女子通信隊員〉といった作品が知られている。前者は1942年頃の作品とされる。軍防空に関わる女子通信隊員の、機器に囲まれ制服に身を包んだ姿は「女の兵隊」であるとともに、軍事の近代化と関わって示されていた、とみてよいだろう。

図3は当時のNHKニュースが報じた「陸軍女子通信隊」の業務の様子を伝えたものである。一方の図4は『空と女性』（1943）の挿入図である。1943年の出版物はジェンダーロールとして過渡期だろう。節目がちな描き方が従来の「銃後」の女性役割をなぞったものであるとするならば、自他ともに「女の兵隊」を称した軍属集団の業務のうち、何を見せるか、どう写して伝えるか、という点で図3は、女性たちの背後から特定の建物や内部の様子を排除しながら、画面の1/3を通信機器が占めた構図でこれらに向きあわせる。かつての女性雑誌の表紙を飾っていたような、若さやはつらつさにのみ特化した描き方と異なる、専門職を担う働く女性像として写し出されている点が特徴だろう。

35 岩野正隆「田中光佑君と私」（『たむけ草統』陸士第四十六期生会、1979、118頁）

36 池川玲子「『北の三人』考―戦時下最後の映画がひきなおしたジェンダーの境界線」（『人文社会科学研究所年報』10、2012）

37 堀ひかり「『桃太郎 海の神兵』の異種混濁性―テキストの越境性とナショナリズム言説について」（佐野明子・堀ひかり編『海の神兵』とは何だったのか』青弓社、2022）

38 今井ぶん「女子通信員」（前掲『若き日の防人たち』184頁）



図3 「活躍する女子通信隊〈戦う女性〉」  
(NHK「日本ニュース 154号」1943年5月18日)



図4 中正夫『航空と女性』1943



とはいえ彼女たちは社会との関係において、匿名化された存在である必要があった。軍の師団司令部の営門をくぐって将校たちと同じ空間で秘密情報をやりとりする通信業務は、同時代には軍事機密だったからだ。実際に、誰が「女子通信隊員なのか？」という事項も守秘義務を伴った。スカートを履いて毎日通勤する姿をスパイとみなされ警察に密告された隊員は、連行の場合は「職業は東武軍の電話交換手」「憲兵を呼んでくれといいなさい」と教えられていた<sup>39</sup>。

同時代のメディアでの表象が限定されていたことは当然ではある。しかし、戦後においても彼女たちの経験とその回顧は、より一般的な戦争経験の証言集に掲載されることが多く、解説なしにその歴史性を理解することは難しいのではないだろうか。

こうした部隊の記録は、本土に残された軍関係の書類として「8月15日」以降、組織的な隠滅対象となったことも、当事者の回顧はつたえている<sup>40</sup>。陸軍女子通信隊関係の公文書は、資料的制約があったことは明らかだ。一方で、90代を超えた当事者女性たちの、能動的な戦争参加と選ばれた職業としての自覚と魅力という語りについては、戦争の記憶のあり方として、彼女たちはいつ、誰に対して、どのような文脈で「語る」のか、議論が必要である。しかしこのような女子通信隊の存在が、総力戦末期の男性ジェンダー化された「国民」の構図を揺り動かしたことは明らかだったのではないだろうか。

### ③ 軍防空のなかの「通信」業務

彼女たちが属した軍防空について、改めて確認しておこう。本土の軍防空になったのは陸軍であったが、日本陸軍の防空に対する考え方には変遷があった<sup>41</sup>。都市空爆への脆弱性は知られていたものの、陸軍は本土防衛への関心が低かったという。そもそも日本軍は外征部隊として組み立てられてきた。1941年1月、陸相東條英機もその名を連ねた閣議決定による「国土防空強化ニ關スル件」は、監視通信網の拡大強化も盛り込まれた。1937年に制定された防空法は、軍による「防衛」

39 今井ぶん「若き日の出来事」(同上、194頁)

40 先の川副「西部防空情報隊女子通信隊の一員として」では、敗戦直後、「16日勤務、司令部は混乱の極みだった。書類を焼く火は昼夜天を焦がし、右往左往する人、あの秩序正しかった作戦室は今ほひどかった。血走った眼で決戦を叫ぶ参謀、茫然自失としている将校たち、それでも情報室は連絡機が上空を飛び交わりと忙しかった」(前掲211頁)

41 柳澤潤「日本陸軍の本土防空に対する考え方とその防空作戦の結末」『戦史研究年報』11、2008.3

と区分され、「陸海軍以外の者の行う監視・通信…」として「民防空」と称されたが、これに対し陸海軍による防衛としての防空は、対空防防禦火砲を備え所用の監視・情報網を設置し所用の防空戦闘機を排して敵機を邀撃することを意味するという<sup>42</sup>。

1946年、陸軍省が第一復員局に格下げされた段階での「動員」総括で「防空兵備」は、以下のように、意味づけられている。

「防空兵備は従来内地（特に京浜、名古屋、阪神、北九州要地）及「スマトラ」油田地帯の防空兵力充実に重点を置き整備し来るも昭和20年度に於て本土の空襲激化に鑑み内地要地の防空を強化する一方敵小型機に対する飛行場の防空体制を整備す。交通防空の強化は之を實現力見るに至らざりき」<sup>43</sup>

大都市圏一般というよりは、航空機の主要工場を抱えるエリアの防御をはじめ、兵器・軍需産業エリアの保全であったことがわかる。もっとも、ではどのような属性の人びとを動員、配置するのか。先行する防空法（1937）による、内務省を担当省とする民防空体制との交差を検討すべきだが、そうした情報と総括は登場しない。

以下では改めて、軍主導による、閣議決定を確認しておこう。1945年1月25日の「決戦非常要綱」は、「軍政及統帥両機関合議ニ依ル提案ニシテ閣議ハ之ヲ無条件承認」とある。「六 生産防空態勢ノ強化」の3項では「空襲等非常事態特ニ交通機関杜絶等ノ場合ニ於テ必要ナル通信（放送ヲ含ム）連絡ノ確保ヲ図ル為通信非常体制ヲ強化ス」<sup>44</sup>ことが盛り込まれた。1月に入って本土決戦を想定した段階では、神戸をはじめ試験的な大都市空爆が開始された後の2月9日、「通信非常態勢ノ強化ニ関スル件（案）」で「通信非常態勢ノ強化ヲ図ル要緊切」、「通信従事員ニ対シ厳格ナル戦時服務規律ヲ定ムル共ニ所要ノ作業面ニ隊組織ヲ編成シ責任体制ノ確立ト指揮命令ノ強力徹底ヲ期ス」<sup>45</sup>とある。

大都市空襲が展開する3月以降、沖縄戦をはさんで空爆は、6月以降には「中小都市」を焦土とした。そうしたさなかの7月10日、閣議は「空襲激化ニ伴フ緊急防衛対策要綱」を決定し、「運輸、通信等ノ確保ヲ重点トシ国土全域ニ亘ル防空態勢ノ強化ヲ図ル」<sup>46</sup>とする。そもそも防空法による「防空」は、国土の安全を守るものであって、人びとの命を守ることに主眼をおいたものではない。ましてや外地の戦場に向けられてきた軍防空が、本土の「人」や「生活」に照準をあてたものとならないのは当然だろう。だが上記の要綱の実際の施策項目は、「建物疎開」・「都市要残留者ノ確保」・「戦災復興」・「人員疎開ノ促進」のほか、「生産防空ノ徹底」・「民防空施設ノ飛躍的強化」が列挙されている。「建物疎開」や「戦災復興」についての実施は、「本件実施ニ方リテハ戦時緊急措置法ノ活発ナル適用、国民義勇隊、学徒隊等ノ出動ヲ図ル」とあり、「国民義勇隊」への期待が高い。しかしこれらの多くは従来、民防空としての「防空法」による強制性を伴った施策であった。

42 防衛庁防衛研修所戦史部『陸海軍年表附・兵語用語の解説』朝雲新聞社、1981

43 『支那事変大東亜戦争間動員概史』1946年、

44 通商産業省『商工政策史』K13、商工政策史刊行会、1979、654-657頁

45 郵政省編『郵政百年史資料』K4、吉川弘文館、1970、461-462頁

46 前掲、『東京大空襲戦災誌』K3、513-514頁



ここでも誰が上位の命令者なのか、「地方總監ハ現地軍ト密接ニ連繋シ之ヲ指導監督ス」とあるように、命令系統もまた民防空に委ねられたままである。

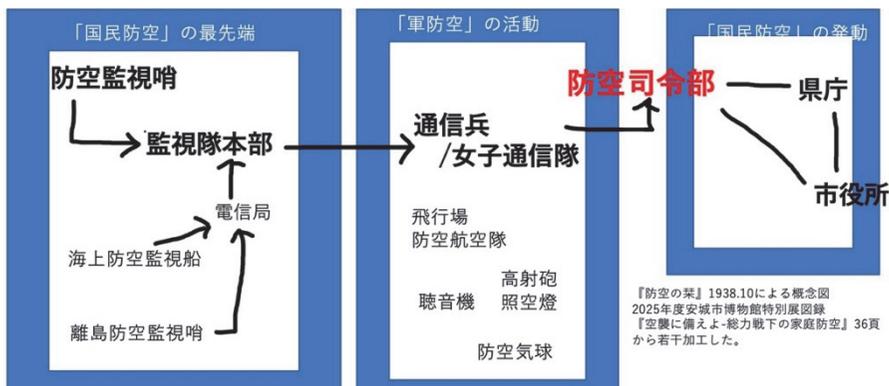
第二次世界大戦は、最新科学技術兵器に支えられた空爆を先鋭化させ、新たな戦闘空間としての「空」に関わる業務を肥大化させた。では動員業務としての新たに必要とされた「空」に関わる任務とは、軍務に特化した対象だったのだろうか。この点で興味深いのは、石川房枝の同時期の女性の通信業務に対する言及である。最後に市川の枠組みを紹介し、防空監視という業務に焦点をあてたい。

#### 4 民間防空としての「防空監視員」

市川房枝にとって女子通信隊は「今迄女子に見られなかった新しい職域」（12頁）とされ、「5 女子通信隊、女子防空監視隊員」と並列して紹介されている<sup>47</sup>。曰く、東部軍司令部で募集、20歳前後で軍属採用、「ほとんど全部高等女学校卒業者」で「揃ひの制服を支給され、軍隊指揮の厳格な訓練を受け、既に通信による索敵活動に邁進」とあり、防空監視隊員も含め、以下のようにまとめて評している。

「之等の婦人は何れも二十歳前後の未婚婦人で、大部分は女学校卒業者である。彼女たちは短期間の実務教育を経て、既に男子に代つて「空の防人」として通信連絡事務に挺身しているが、その前途は大いに期待されている」80頁

図5



市川にとって軍属である陸軍女子通信隊と民間人である防空監視隊員は必ずしも区別されていない。市川においては軍防空と民防空の境界は意識される必要のない、きわめてあいまいなものであったことがわかる。総力戦下の末期の女性動員をめぐる、女性兵士としての業務とは何か、という観点からここまで叙述を続けてきたが、以下では最後に「防空」という業務からこの点を考えてみたい。図5は内務省計画局による『防空の栞』（1938年10月）から作成された。民防空から見た、

47 『婦人界の動向』1944年の第2部「婦人に関する戦時諸政策とその進展」第1章「生産政策と婦人の活動」の第7節「事務及び文化職域に於ける婦人の活動」四「肉体的なもの」。同書は戦争末期での女性の戦時動員を社会への貢献として網羅的に紹介した。

本土日本の防空体制を概念化した図である。

防空法（1937.10）はいわゆる民間防空としての法体系であり、内務省を中央省庁に府県警察が関わり、治安対策としての運用も顕著だった。一方、陸軍防空が不在であったわけではなく、陸軍省女子通信隊の業務は軍防空の一貫として位置付けられていた。女子通信隊は「国民防空の発動」の現場にあって、植民地も含めた9軍管区に属した防衛司令部で業務にあたり、図の左端の「国民防空の最先端」から情報を得ていた。軍防空はつまり、防空監視哨や監視隊本部といった、民防空の活動からの情報を得ることで成り立っていた。一方、市川が評したように、女性が多く登用された防空監視員の任務は、飛来した敵機をいち早く発見した防空関係哨の情報を、軍や関係機関などに通報することにあつた。女性が多くなる構造は、女子通信隊と同様であり、「太平洋戦争勃発後は応召等で男子隊員の補充が困難となったため、ため、女子隊員が採用され、浦和監視隊には女子三〇人が勤務していた。」<sup>48</sup>とされる。防空監視隊員服制（内務省訓令、1943.12）では男女別の規定が作成された。

各府県内には数部隊が編成され、防空監視隊本部とそれに属する防空監視哨で構成された。本部は県庁内の一室におかれることが多く、内務省管轄下、各府県庁の警察部が指揮監督を行なったが、防空監視のための訓練は、軍が直接指導する例があつた。

一方、本部に最初の飛来情報を伝達する、防空監視最前線を担ったのは、防空監視哨員である。立ちっぱなしで上空の監視を続ける防空監視哨は、青年団の男性層が担ったものの、彼らが戦地に応召され、男子学徒隊も別の動員業務に転換されることで払底する例は多く、地域の女子青年団がまるごと担うとする記述も地域史の事例として散見される。

「男子の防空監視哨員が次々に召集していくので、女子哨員が登場しました。くる日もくる日も県議会議事堂の屋上の監視哨に立ち、いつ来るともわからない敵機を警戒して、空を見つめている私たちの仕事」<sup>49</sup>

防空監視という、爆撃機を目視する「銃後」の最前線での過酷な業務は、負傷者や死者も出した。民防空の肥大化・業態の混在・越境の動きは、アジア太平洋戦争末期は顕著であつた。しかしその越境性は、特に「監視哨」では、女性の側がスティグマを負わされる言説も見出せる。市川房枝の目線が描いたような、女性の自己実現につながる「職業」としての「防空監視哨」のすがたからは遠い。

小説仕立ての『監視哨の娘』（久我莊多郎 立誠社 1943）の一場面では、国家につくしたいと防空監視哨を担おうとする「旧家の娘」に対し、「「けれど、若い女性でもつて、防空監視の任務が尽され得るか否かが問題である上に、若い男たちと共同の仕事をする性質上、風紀といふ点」が問題とされ、母親の反対の理由として、「小作の男たちと馴れ馴れしく」することに加え「…若い男たちと勝手なことをして遊びたいから、好きこのんで志願したのだ、どんなことをしているか、わかつたものか」との中傷<sup>50</sup>が書き留められている。

48 『埼玉県警察史』第2巻、1972

49 「艦載機の攻撃」斎藤ささえ（長谷川）青森空襲を記録する会『青森空襲の記録 第9集』1989

50 久我莊多郎『監視哨の娘』立誠社、1943、37～39頁



陸軍女子通信隊や国民義勇隊、国民義勇戦闘隊の存在が、「国民」をめぐる性差の序列を軍務や兵役という、いわば軍隊秩序の側から引き寄せ、「国民」の前提としての兵役に関わる線引きの越境のありようであるとすれば、「防空」体制・言説は、戦闘員と非戦闘員、民間人と兵士というジェンダー化された空間認識をめぐる、総力戦下での露骨な定義の政治であり、線引きの政治の所産だろう。一方で、業務内容が求める専門性として、同じく防空監視員の枠組みではあっても、学力検査等もあり、高等女学校卒業生が多かったとされる、いわば師団本部勤めのホワイトカラーでもある本部員に対し、目視と立哨が求められた「監視哨員」とのあいだの女性間の「壁」を看過するべきではない。

「防空」という枠組みは、民間人か軍か、あるいは実際の防空業務との関わりからは、防空業務を担った「国民義勇兵」も含め、戦時動員と地続きである。だがそこで繰り返される「越境」や「溶解」は同時に、ミソジニーと両立可能であり、性差の序列や集団属性としての「性差」内部の序列を覆すものでもないだろう。

## おわりに

誰がどこまで防空業務を担うのか、そしてそれは軍事か民事か、その領域侵犯とそのゆれやズレは顕著である。すでに1941年での防空法改正を受けて軍関係者は、「逃げて行かうなどといふことは認められません。諸子は、いざ空襲の場合には、持場持場、職場に応じて、われわれのいはゆる戦闘配置について、防空をやつて貰はなければならぬ」<sup>51</sup>と地域の婦人会に講演し、1943年の大日本婦人会機関紙『日本婦人』には、「兵役法の「この条文の中の「タル男子」といふ4字を削除しますと、女も兵役に服し得る…お国をまもる義務と栄誉は男子の占有ではない」<sup>52</sup>とする、大日本憲法の再解釈論さえ登場した。女性兵士の誕生を文言上では明確に意味する兵役法改正に向けた布石であった可能性は高い。防空業務を重要な任務の柱としていた官製女性婦人団体一大日本婦人会の解散は、他の「国民総動員法」が組織した諸団体とともに、国民義勇隊に編入されることで「解散」した。その際大日本婦人会の解散理由は、「総力戦を戦ふために編成された一大軍隊…男ではなくして大日本婦人の形作る軍隊」<sup>53</sup>とされた。民間人に対する労務動員は容易に、「劣った」兵士役割としての軍務動員に接続する。本稿が用いてきたような、「防空」という視座は、具体的な事例をあぶりだすための仕掛けとして有効だろう。属性としての、作られた非対称性を持つ「性差」という枠組みも、その業態は軍か民間か？管轄は軍管区か警察-内務省か、あいまい領域を残すうえ、そもそも構造として境界侵犯であることを明らかにすることができるからである。

軍防空と民防空（Civil Defense）のはざまはグレーゾーンをもたらす。「防空」体制・言説を通じてみたアジア太平洋戦争末期とは、19世紀型の「国民」枠の外部に置かれた対象が排除されるとともに、新たに動員・管理されることで、その境界線を容易にずらし、様々な他者が二流の戦闘員として期待されていく動態にほかならない。

51 横須賀鎮守府海軍中佐 山下榮「国民防空の強化について」『空に備えよ —防空問題講演集』大日本防空協会、1941、17-20頁

52 陸軍省兵備課 陸軍中佐 田中義一「国民皆兵と婦人の責務」（『日本婦人』1943.11）

53 1945.5.12「大政翼賛会並同会関係諸団体ノ措置ニ関スル政府ノ通牒」

